

広島市教育委員会規則第3号

令和7年8月25日

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長 松 井 勝 憲

広島市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務決裁規則（昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号を次のように改める。

- (9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。